第7章 環境影響の総合的な評価

第7章 環境影響の総合的な評価

本事業は、グループ企業である味の素食品株式会社の加工食品の製造機能を当社事業所へ移転し、自動化等のICT先端技術を活用して飛躍的に効率を高めた加工食品の工場を新たに建設するものである。

川崎事業所周辺をみると北側は多摩川、多摩川河口サイクリングコースがあり、南側には 京浜急行電鉄大師線、大型商業施設、住宅地及び国道409号、東側は集合住宅、住宅地、西 側は低・中層の住宅等が存在している。

第3章「環境影響評価項目の選定等」に基づき選定した環境影響の調査、予測及び評価を 実施する項目について、環境影響評価を行った結果を表7-1(1)~(6)に示す。

環境に対して負荷を生じる可能性のある大気質、悪臭、土壌汚染、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、地域交通(交通混雑)、温室効果ガスの項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を順守することはもとより、環境負荷低減のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を満足するものと考える。また、地域交通(交通安全)については、影響が生じる可能性があるものの、環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減できるものと考える。

また、緑については、川崎事業所全体の緑化の考え方として、川崎事業所東側にまとまった緑地を整備する構想としており、本事業における緑化地もこの一部として整備する計画としている。また、植栽する樹種は、既存の緑と調和する緑空間の創出を緑化の基本方針とし、川崎事業所内の緑との一体性に配慮することとしており、これにより適切な緑の環境が回復育成されるものとなる。

さらに、予測評価項目以外にも、地域環境の保全に係る環境配慮項目(有害化学物質、放射性物質、ヒートアイランド現象、地震等の災害)、地球環境の保全に係る環境配慮項目(地球温暖化、資源、エネルギー)に関して、事業内容と立地環境特性を勘案して各種の措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した加工 食品工場の建設事業であると評価する。

表7-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
大気	大気質	マエ事中> 建設機械の稼働に係る長期将来濃度は、二酸化窒素については0.043ppm (日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質については0.053mg/m³ (日平均値の年間2%除外値)となり、いずれも環境保全目標(二酸化窒素:0.06ppm以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。 建設機械の稼働に係る短期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度 (1時間値)で二酸化窒素が0.140ppm、浮遊粒子状物質が0.067mg/m³となり、環境保全目標(二酸化窒素:0.2ppm以下、浮遊粒子状物質:0.20mg/m³以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 工事用車両の走行に係る大気質への影響は、二酸化窒素については最大値が0.047ppm(日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 〈供用時〉 施設関連車両の走行に係る大気質への影響は、二酸化窒素については最大値が0.045ppm(日平均値の年間2%除外値)となり、いずれも環境保全目標(二酸化窒素:0.06ppm以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。 次間が2分に変素にかいては最大値が0.044mg/m³(日平均値の年間2%除外値)となり、いずれも環境保全目標(二酸化窒素:0.06ppm以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく指定荷主として、本事業についてもこれまでと同様に、エコ・後に外費車の積極的な使用など「環境配慮行動要請書」を運搬にかかわる事業者に対して提供し、環境に配慮した運搬(エコ連搬)の実
		施を要請するなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。
悪臭	悪臭	排ガスの排出に伴う周辺環境の臭気の予測結果は、いずれの気象条件においても、臭気濃度10未満、臭気指数10未満となり、環境保全目標を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、定期的に処理設備(バグフィルター、活性炭フィルター)の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による処理機能の低下を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度になるものと評価する。
土壤	土壌汚染	本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地を改変する部分について土 壌調査を行い、その結果、汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法 等に基づき、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改 訂第3版」を順守するとともに、汚染土の処理に際しては、許可を得た汚 染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土の適切な 処理・処分を行うものと予測する。 さらに、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を 確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることか ら、人の健康保護の視点からみて必要な水準を超えないものと評価する。

表7-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑	緑の質	本事業では、川崎事業所内に植栽されている樹種を中心に、既存の緑と調和する緑空間の創出を緑化の基本方針とする。これに基づき選定した主要な植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、良好な生育を示すものと予測する。計画地内の土壌について、土壌硬度はいずれの地点も全層位において堅く、緻密であり、根の伸長阻害が生じる可能性があることや、カリウム、マグネシウム、カルシウムといった栄養塩類については不足が懸念されることから、植栽土壌として不適であると予測する。また、植栽基盤の必要土壌量は約1,870m³と予測する。 これに対し、本事業の実施にあたっては、緑化地の土壌は、土壌の還元化に対応する良質な客土を使用するとともに、必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。
	緑の量	本事業の緑化計画による緑被率は、約25.0%となり、川崎市環境影響評価等技術指針に基づく緑被率(25.0%)を満足するものと予測する。また、緑化計画における植栽本数は、川崎市緑化指針に基づく緑の量的水準を満足するとともに、川崎事業所内の緑との一体性に配慮することで、これらと調和した緑環境を創出するものと予測する。 さらに、本事業では、樹木の維持管理計画を定め、適切な時期に剪定、刈り込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

表7-1(3) 環境影響評価の結果

環境	影響評価項目	環境影響評価の結果	
騒音・振動・低周波音	騒音	<工事中> 建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で73.3デシベルとなり、環境保全目標(85デシベル以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するとともに、集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	
		工事用車両の走行に係る騒音レベルは、地点1(国道409号北側)で69.3 デシベルとなり、環境保全目標(昼間:70デシベル以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。	
		〈供用時〉施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所南側敷地境界で53.5デシベル、川崎事業所北側敷地境界で48.6デシベルとなり、すべての時間区分とも環境保全目標(川崎事業所南側敷地境界:昼間:70デシベル以下、朝・夕:65デシベル以下、夜間:55デシベル以下、川崎事業所北側敷地境界:昼間:62.5デシベル以下、朝・夕:57.5デシベル以下、夜間:50デシベル以下)を満足するものと予測する。さらに、本事業では、定期的に設備機器の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	
		施設関連車両の走行に係る騒音レベルは、地点1 (国道409号北側)で69.2 デシベルとなり、環境保全目標(昼間:70 デシベル以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、施設関連車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。	
	振動	<工事中> 建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で44.2デシベルとなり、環境保全目標(75デシベル以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	
		工事用車両の走行に係る振動レベルの最大値は47.7デシベルとなり、環境保全目標(昼間:65デシベル以下)を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	
		<供用時>施設関連車両の走行に係る振動レベルの最大値は、昼間において47.7デシベル、夜間において46.1デシベルとなり、環境保全目標(昼間:65デシベル以下、夜間:60デシベル以下)を満足するものと予測する。さらに、本事業では、施設関連車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。	

表7-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	一般廃棄物	施設の供用に係る一般廃棄物については、可燃性廃棄物が約18 t /年発生するものと予測する。 施設の供用に係る一般廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、事業系一般廃棄物として適正に処理する。 さらに、本事業では、従業員に対して掲示板、貼り紙等により、廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	産業廃棄物	<工事中> 工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら約176 t、木くず約38 t、廃プラスチック類約34 t、金属くず約12 t等、合計約506 t と予測し、このうち約397 t については原材料等として資源化を図ることから、資源化率約78.4%になるものと予測する。 建設工事に係る産業廃棄物は、分別のうえ保管し、それぞれ法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適正に処理するとともに、再生利用が可能なものについては資源化を図る。また、汚泥については、約11,820m³発生するものと予測し、適正に処理するとともに、改良土・再生土等として資源化を図る計画である。 さらに、本事業では、工事用資材は、できる限り再使用することにより、廃棄物の発生量を低減するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
		<供用時> 供用時における産業廃棄物は、動植物性残さ約629 t/年、廃プラスチック類約199 t/年、汚泥約50 t/年、金属くず約13 t/年等の合計約896 t/年が発生するものと予測し、このうち約882 t/年について資源化を図ることから、資源化率は約98.4%になるものと予測する。施設の供用に係る産業廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、「廃棄物処理法」の許可を受けた業者に委託して、適正に処理する。さらに、本事業では、新しい設備を導入することで、製品切替時のクリーニングで発生する廃棄物の低減を図るなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	建設発生土	建設工事に係る建設発生土の量は、約15,000m³と予測する。 建設発生土の仮置き場所を計画地内で確保することが困難なことから、 発生量の全量である約15,000m³を計画地外に搬出し、建設発生土の処分については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。 さらに、本事業では、建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。
構造物の影響	景観	本事業は、川崎事業所内の既存工場や事務所等の中に新たに工場を建設するものであり、周辺の既存工場等と一体となって見えることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないものと予測する。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化について、川崎事業所は周囲を樹木や塀で囲まれており、視認できる地点は少なく、また、計画建物が視認される地点においても、周辺の既存工場等と一体となって見えることから、計画建物による眺望の変化は小さいものと予測する。さらに、建物の詳細な計画にあたっては、川崎市都市景観条例、川崎市景観計画及び多摩川景観形成ガイドラインなどに基づき、デザインや色彩等の配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。

表7-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
		<工事中> 工事用車両の走行に係る交通流への影響に関しては、交差点Aにおける 工事中の将来予測交通量による交差点需要率は0.230であり、交差点にお ける交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回るものと予測する。 また、工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は、最大で0.285で あり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。 また、踏切 a (鈴木町第1踏切)では、踏切閉鎖時に最大で260m程度 の車列がみられるものの、踏切閉鎖1回あたりに到着する工事用車両台数 は2台程度であることから、踏切の交通流へ与える影響は小さいものと予 測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の時間に集中しないように工程 等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じる計画 である。
地域社会	地域交通 (交通混雑、 交通安全)	工事用車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、工事用車両(大型車)の交通経路となる国道409号、市道鈴木町1号線及び市道中瀬1号線は、概ね歩車分離がなされており、工事用車両が走行した場合でも安全に通行することが可能と考えられるが、ルートの一部は、東門前小学校の指定通学路となっている。また、工事用車両(小型車)の交通経路のうち市道港町4号線及び6号線は、交通安全施設による歩車分離がなされておらず、信号機が整備されていない横断歩道が1ヵ所みられる。以上のことから、歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。これに対し、本事業では、工事用車両(大型車)の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等(小型車)の運転者に対しても、路上駐車の禁止や交通ルールの順守、通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講じる計画である。これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
		<供用時>施設関連車両の走行に係る交通流への影響に関しては、交差点Aにおける供用時の将来予測交通量による交差点需要率は0.230であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回るものと予測する。また、供用時の将来予測交通量による車線別の混雑度は、最大で0.285であり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。また、踏切 a (鈴木町第1踏切)では、踏切閉鎖時に最大で260m程度の車列がみられるものの、踏切閉鎖1回あたりに到着する施設関連車両台数は1台程度であることから、踏切の交通流へ与える影響は小さいものと予測する。 さらに、本事業では、施設関連車両の集中が発生しないよう配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じる計画である。
		施設関連車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、施設関連車両の交通経路となる国道409号は、概ね歩車分離がなされており、施設関連車両が走行した場合でも安全に通行することが可能と考えられるが、ルートの一部は、東門前小学校の指定通学路となっている。以上のことから、歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。これに対し、本事業では、施設関連車両の運転者に対して、交通ルールの順守、通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行うといった環境保全のための措置を講じる計画である。これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

表7-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
温室効果ガス	本事業の実施にあたっては、二酸化炭素排出抑制対策として、照明機器については高効率のLED照明を、空調設備は高効率チラーを導入する計画であり、二酸化炭素排出量は約12,395t-CO ₂ /年になるものと予測する。また、二酸化炭素排出抑制対策を講じなかった場合と比較すると、対策を講じた場合の二酸化炭素排出削減量は約429t-CO ₂ /年、その削減の程度は約3.3%と予測する。 さらに本事業では、ICT等の先端技術を活用した設備稼働状況の監視システムによる生産設備の効率的な稼働により、エネルギー使用量の削減を図るなど環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。

_	338	_